



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年8月24日火曜日 第2195号

◇ 目次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	607
肥料登録有効期間の更新.....	607
解除予定保安林.....	608
道路の区域変更(県道中山砥部線).....	608
道路の供用開始(").....	608
土地改良区役員の就退任の届出.....	608
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(4件).....	609
土地改良事業の工事完了の届出(2件).....	609
道路の供用開始(県道無月宇和島線).....	610

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	610
-------------------------------	-----

選挙管理委員会告示

吉田町土地改良区総代選挙の事務を管理する選挙管理委員会の指 定.....	610
---	-----

告 示

○愛媛県告示第951号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年8月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ川之江店
四国中央市川之江町瓢箪山883番6外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルナカ
香川県高松市円座町1001番地
代表取締役 中山 芳彦
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルナカ
香川県高松市円座町1001番地
代表取締役 中山 芳彦
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年3月31日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,463平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数
57台
- イ 駐輪場の収容台数
42台
- ウ 荷さばき施設の面積
68.25平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
36.1立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時40分から午前0時20分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成22年7月30日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第952号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成22年8月24日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成28年9月15日	愛媛県第1225号	副産石灰肥料	粒状シエラストー	アルカリ分48.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社 研農 高知県高知市荻町1丁目9番48号

○愛媛県告示第953号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 8月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所
宇和島市津島町高田甲451の1
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第954号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	中山砥部線	伊予市中山町栗田乙782番3	旧	メートル 7.0～7.8	キロメートル 0.061	
			新	17.4～39.5	0.061	

○愛媛県告示第955号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山砥部線	伊予市中山町栗田乙782番3	平成22年 8月24日

○愛媛県告示第956号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、肱川町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 8月24日

愛媛県南予地方局長 高魚貞利

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 田 章	大洲市肱川町山鳥坂336番地
"	土 居 貞 丸	大洲市肱川町宇和川135番地
"	富 永 清 輝	大洲市肱川町山鳥坂3424番地
"	山 下 道 教	大洲市肱川町予子林1445番地
"	小 中 正 信	大洲市肱川町大谷2480番地
"	富 永 喜 一	大洲市肱川町山鳥坂1003番地
"	堀 井 一 男	大洲市肱川町宇和川2185番地

監 事	富 永 利 彦	大洲市肱川町山鳥坂1341番地
"	中 田 勇 男	大洲市肱川町名荷谷1815番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 田 章	大洲市肱川町山鳥坂336番地
"	土 居 貞 丸	大洲市肱川町宇和川135番地
"	富 永 清 輝	大洲市肱川町山鳥坂3424番地
"	山 下 道 教	大洲市肱川町予子林1445番地
"	小 中 正 信	大洲市肱川町大谷2480番地
"	富 永 喜 一	大洲市肱川町山鳥坂1003番地
"	堀 井 一 男	大洲市肱川町宇和川2185番地
監 事	富 永 利 彦	大洲市肱川町山鳥坂1341番地
"	中 田 勇 男	大洲市肱川町名荷谷1815番地

○愛媛県告示第957号

愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上大道地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 8月24日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上大道地区）計画書の写し
 - (2) 愛南町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成22年 8月25日から 9月22日まで
- 3 縦覧場所
愛南町役場一本松支所

○愛媛県告示第958号

愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・御在所地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 8月24日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・御在所地区）計画書の写し
 - (2) 愛南町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成22年 8月25日から 9月22日まで
- 3 縦覧場所
愛南町役場一本松支所

○愛媛県告示第959号

愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・瀬戸谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 8月24日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・瀬戸谷地区）計画書の写し
 - (2) 愛南町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成22年 8月25日から 9月22日まで
- 3 縦覧場所
愛南町役場本所

○愛媛県告示第960号

愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・満倉地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 8月24日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・満倉地区）計画書の写し
 - (2) 愛南町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成22年 8月25日から 9月22日まで
- 3 縦覧場所
愛南町役場一本松支所

○愛媛県告示第961号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 8月24日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	古町地区	平成22年 3月10日
団体営農道整備事業	小宇根地区	平成13年 3月26日

○愛媛県告示第962号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 8月24日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用道路整備事業	三瓶南地区	平成18年 3月 1日

○愛媛県告示第963号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	無月宇和島線	宇和島市坂下津甲128番2地先から 同市坂下津丙64番7地先まで	平成22年 8月24日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年 8月 9日	特定非営利活動法人 Asanami Work Camp	西 谷 哲 夫	松山市菟木甲247番地 3	この法人は、社会参加・社会自立を図ろうとする障害者・高齢者・青少年の生活に関する相談に応じ、生活及び生活訓練を実施する事業、並びに働く場を提供する事業を行い、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第56号

平成22年10月29日任期満了に伴う吉田町土地改良区総代選挙について、その事務を管理する選挙管理委員会を次のとおり指定する。

平成22年 8月24日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

宇和島市選挙管理委員会